

感染症対策

概 要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の概要

(平成10年9月28日成立、平成11年4月1日施行)

感染症の発生・拡大に備えた事前対応型行政の構築

- 感染症発生動向調査体制の整備・確立
- 国、都道府県における総合的な取組みの推進
(関係各方面の連携を図るため、国が感染症予防の基本指針、都道府県が予防計画を予め策定、公表)
- インフルエンザ、性感染症、エイズ・結核等特定感染症予防指針の策定
(特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について、国が原因の究明、発生の予防、まん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携に関する指針を策定、公表)

感染症類型と医療体制

感染症類型	主な対応	医療体制	医療費負担
新感染症	入院	特定感染症指定医療機関 (国が指定、全国に数か所)	全額公費(医療保険の適用なし)
1類感染症(ペスト、エボラ出血熱、南米出血熱等)		第1種感染症指定医療機関 [都道府県知事が指定。各都道府県に1か所]	医療保険適用残額は公費で負担 (入院について)
2類感染症(鳥インフルエンザ(H5N1)、結核、SARS等)		第2種感染症指定医療機関 [都道府県知事が指定。各2次医療圏に1か所]	
3類感染症(コレラ、O157感染症等)	特定業務への就業制限	一般の医療機関	医療保険適用 (自己負担あり)
4類感染症(鳥インフルエンザ(H5N1を除く)、ウエストナイル熱等)	消毒等の対物措置		
5類感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、エイズ、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)等)	発生動向の把握・提供		
新型インフルエンザ等感染症	入院	特定感染症指定医療機関・第1種感染症指定医療機関・第2種感染症指定医療機関	医療保険適用残額は公費で負担 (入院について)

※ 1～3類感染症以外で緊急の対応の必要が生じた感染症についても、「指定感染症」として、政令で指定し、原則1年限りで1～3類の感染症に準じた対応を行う。

患者等の人権を尊重した入院手続の整備

- 感染症類型に応じた就業制限、入院
- 患者の意思に基づく入院を促す入院勧告制度の導入
- 都道府県知事(保健所長)による72時間を限度とする入院
- 保健所に設置する感染症の診査に関する協議会の意見を聴いた上での10日(結核については30日)ごとの入院
- 都道府県知事に対する、入院時の処遇についての苦情の申出
- 30日を超える長期入院患者からの行政不服審査請求に対し、5日以内に裁決を行う手続の特例を規定
- 緊急時に、国の責任において患者の入院等について都道府県等に対し必要な指示を行う

感染症のまん延防止に資する必要十分な消毒等の措置の整備

- 1～4類感染症及び新型インフルエンザ等感染症のまん延防止のための消毒等の措置
- 1類感染症のまん延防止のための建物に対する立入制限等の措置
- 緊急時に、国の責任において消毒等の措置について都道府県等に対し必要な指示を行う

動物由来感染症対策の整備



- サルの輸入禁止及び輸入検疫制度
- ハクビシン、コウモリ、ヤワゲネズミ、プレーリードッグ等の輸入禁止
- 獣医師の届出対象を4類感染症まで指定できるよう拡大し、犬のエキノコックス症等を追加（平成15年10月、平成16年7月改正）
- 生きた哺乳類・鳥類及びげっ歯目の死体を輸入する者は厚生労働大臣（検疫所）に輸出国政府機関が発行する衛生証明書を添付の上、必要事項を届出なければならないこととする「動物の輸入届出制度」

病原体等の所持等の規制の整備



- 1～4種病原体等の分類に応じた、所持等の禁止、許可、届出、施設等の基準の遵守による規制
- 病原体等の分類に応じた施設等の基準の設定
- 感染症発生予防規程の整備、病原体等取扱主任者の選任、運搬の届出等の所持者等の義務の創設
- 病原体等取扱施設への立入検査、滅菌譲渡の方法の変更等の措置を命じること等の厚生労働大臣等が当該施設等を監督する規定の創設

新型インフルエンザ対策の整備



- 入院等の措置を実施するとともに、政令により1類感染症相当の措置も可能とする
- 感染したおそれのある者に対する健康状況報告要請・外出自粛要請
- 発生及び実施する措置等に関する情報の公表
- 都道府県知事からの経過の報告
- 都道府県知事と検疫所長との連携強化